

JFAフットボールエージェント規則 新旧対照表

| 現 行 | 改 定 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>JFAフットボールエージェント規則</p> <p>(フットボールエージェントサービス)</p> <p>第7条 フットボールエージェントは、依頼主と書面によるエージェント契約を締結した後にのみ、当該依頼主のためにフットボールエージェントサービスを提供することができる。</p> <p>2 フットボールエージェントのみが、フットボールエージェントサービスを提供するために、依頼主となり得る者に接触し又は依頼主とエージェント契約を締結できる。</p> <p>3 エージェント契約の最長期間は2年間とする。この契約期間は、新たなエージェント契約を締結することによってのみ延長される。</p> <p>4 フットボールエージェントは、同一の選手等との間で、同時に1つのエージェント契約のみを締結することができる。選手等とエージェント契約を締結する場合又は既存のエージェント契約を変更する場合、フットボールエージェントは、エージェント契約について事前に以下の対応をしなければならない。</p> <p>(1) 当該選手等に、独立の法的アドバイスの取得を検討するよう書面により通知すること</p> <p>(2) 独立の法的アドバイスを受けたか、又は、そのような法的アドバイスは必要ないと判断したか、のいずれかについての当該選手等からの書面による確認を入手すること</p> <p>5 フットボールエージェントは、異なる取引に係る契約であることを条件として、同一の契約クラブ又は放出クラブとの間で、同時に複数のエージェント契約を締結することができる。</p> <p>6 エージェント契約は、以下の各号の全ての必要的記載事項を含む場合にのみ有効となる。</p> | <p>JFAフットボールエージェント規則</p> <p>(フットボールエージェントサービス)</p> <p>第7条 フットボールエージェントは、依頼主と書面によるエージェント契約を締結した後にのみ、当該依頼主のためにフットボールエージェントサービスを提供することができる。</p> <p>2 フットボールエージェントのみが、フットボールエージェントサービスを提供するために、依頼主となり得る者に接触し又は依頼主とエージェント契約を締結できる。</p> <p>3 エージェント契約の最長期間は2年間とする。この契約期間は、新たなエージェント契約を締結することによってのみ延長される。</p> <p>4 フットボールエージェントは、同一の選手等との間で、同時に1つのエージェント契約のみを締結することができる。選手等とエージェント契約を締結する場合又は既存のエージェント契約を変更する場合、フットボールエージェントは、エージェント契約について事前に以下の対応をしなければならない。</p> <p>(1) 当該選手等に、独立の法的アドバイスの取得を検討するよう書面により通知すること</p> <p>(2) 独立の法的アドバイスを受けたか、又は、そのような法的アドバイスは必要ないと判断したか、のいずれかについての当該選手等からの書面による確認を入手すること</p> <p>5 フットボールエージェントは、異なる取引に係る契約であることを条件として、同一の契約クラブ又は放出クラブとの間で、同時に複数のエージェント契約を締結することができる。</p> <p>6 エージェント契約は、以下の各号の全ての必要的記載事項を含む場合にのみ有効となる。</p> | <p>第22条に基づき適用を停止する規定を参照のためグレーマーカーで表示</p> |

- (1) 契約当事者の氏名
- (2) 契約の有効期間
- (3) 手数料
- (4) 提供されるフットボールエージェントサービスの内容
- (5) 契約当事者の署名

7 フットボールエージェントは、一つの取引において一方の当事者に対してのみにしかフットボールエージェントサービス及びその他のサービスを提供することができない。ただし、フットボールエージェントは、双方の依頼主から事前に書面による明示的な同意を得ることを条件に、同一取引において、選手等及び契約クラブの双方に対してフットボールエージェントサービス及びその他のサービスを提供することができる（以下、「許容される双方代理」という。）。

8 フットボールエージェントは、以下の行為が禁止される。

- (1) 同一取引において、放出クラブ及び選手等のためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供すること
- (2) 同一取引において、放出クラブ及び契約クラブのためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供すること
- (3) 同一取引において、すべての当事者のためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供すること

9 フットボールエージェント及び関連フットボールエージェントは、第7項に従う場合を除き、同一取引において異なる依頼主のためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供することができない。

10 フットボールエージェントサービスの提供により締結された取引における関連の移籍合意又は選手契約には、フットボールエージェントの氏名、依頼主、FIFAライセンス番号及び署名が含まれなければならない。

- (1) 契約当事者の氏名
- (2) 契約の有効期間
- (3) 手数料
- (4) 提供されるフットボールエージェントサービスの内容
- (5) 契約当事者の署名

7 フットボールエージェントは、一つの取引において一方の当事者に対してのみにしかフットボールエージェントサービス及びその他のサービスを提供することができない。ただし、フットボールエージェントは、双方の依頼主から事前に書面による明示的な同意を得ることを条件に、同一取引において、選手等及び契約クラブの双方に対してフットボールエージェントサービス及びその他のサービスを提供することができる（以下、「許容される双方代理」という。）。

8 フットボールエージェントは、以下の行為が禁止される。

- (1) 同一取引において、放出クラブ及び選手等のためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供すること
- (2) 同一取引において、放出クラブ及び契約クラブのためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供すること
- (3) 同一取引において、すべての当事者のためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供すること

9 フットボールエージェント及び関連フットボールエージェントは、第7項に従う場合を除き、同一取引において異なる依頼主のためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供することができない。

10 フットボールエージェントサービスの提供により締結された取引における関連の移籍合意又は選手契約には、フットボールエージェントの氏名、依頼主、FIFAライセンス番号及び署名が含まれなければならない。

双方代理の禁止に関する規定の一時停止

11 依頼主は、フットボールエージェントを関与させることなく、自ら取引に係る交渉を行い、取引を成立させることができる。

12 関連の移籍合意又は選手契約に氏名及び署名の両方が記載されていないフットボールエージェントは当該取引に関与しなかったものと推定される。

13 エージェント契約において、以下の条項は無効となる。

(1) 選手等がフットボールエージェントを関与させず、自ら選手契約に係る交渉を行い、取引を成立させる権限を制限する条項

(2) 選手等がフットボールエージェントを関与させず、自ら選手契約に係る交渉を行い、取引を成立させた場合に、当該選手等に罰金その他の不利益を課す条項

(3) 自動更新条項

(4) その他第3項に定める最長期間を超えることを意図する条項

14 エージェント契約は、正当事由がある場合、いずれかの当事者によっていつでも終了させることができる。正当事由なくエージェント契約を破棄又は解除した当事者は、相手方に対し、その結果生じた損害を賠償しなければならない。エージェント契約を終了させる正当事由とは、当事者が、信義誠実の原則に基づき、合意した契約期間において契約関係を継続することが、もはや合理的に期待できない場合を指し、以下の場合を含むがこれらに限定されるものではない。

(1) フットボールエージェントのライセンスが取消又は停止された場合

(2) サッカー関連活動への参加が禁止された場合

(3) 少なくとも1回の登録ウインドーにおいて国内海外を問わず新規選手の登録が禁止された場合

(手数料)

11 依頼主は、フットボールエージェントを関与させることなく、自ら取引に係る交渉を行い、取引を成立させることができる。

12 関連の移籍合意又は選手契約に氏名及び署名の両方が記載されていないフットボールエージェントは当該取引に関与しなかったものと推定される。

13 エージェント契約において、以下の条項は無効となる。

(1) 選手等がフットボールエージェントを関与させず、自ら選手契約に係る交渉を行い、取引を成立させる権限を制限する条項

(2) 選手等がフットボールエージェントを関与させず、自ら選手契約に係る交渉を行い、取引を成立させた場合に、当該選手等に罰金その他の不利益を課す条項

(3) 自動更新条項

(4) その他第3項に定める最長期間を超えることを意図する条項

14 エージェント契約は、正当事由がある場合、いずれかの当事者によっていつでも終了させることができる。正当事由なくエージェント契約を破棄又は解除した当事者は、相手方に対し、その結果生じた損害を賠償しなければならない。エージェント契約を終了させる正当事由とは、当事者が、信義誠実の原則に基づき、合意した契約期間において契約関係を継続することが、もはや合理的に期待できない場合を指し、以下の場合を含むがこれらに限定されるものではない。

(1) フットボールエージェントのライセンスが取消又は停止された場合

(2) サッカー関連活動への参加が禁止された場合

(3) 少なくとも1回の登録ウインドーにおいて国内海外を問わず新規選手の登録が禁止された場合

(手数料)

第9条 フットボールエージェントは、エージェント契約において合意した手数料を依頼主に請求することができる。

2 エージェント契約に基づく手数料の支払いは、依頼主によってのみ行われるものとする。依頼主は、当該支払いの権限を第三者に付与する契約を締結することはできない。

3 フットボールエージェントに対する手数料の支払いは、請求書に基づくものとする。

4 フットボールエージェントは、手数料が事前にエージェント契約に規定されたサービスに対応するものであり、かつ、当該フットボールエージェントサービスが実行された時点において当該エージェント契約が有効である場合に限り、手数料を受取ることができる。

5 選手契約の期間がエージェント契約の期間より長い場合、交渉された当該選手契約が依然として有効であること、かつ、当該エージェント契約において当該エージェント契約の満了後も手数料を受取る権利につき依頼主との間に明示的な合意があることを条件として、フットボールエージェントは、当該エージェント契約の満了後も手数料を受取ることができる。

6 手数料の支払いは、関連の登録ウインドーの終了後、交渉された当該選手契約の期間について、3か月毎に分割して支払われるものとする。

7 選手等が実際に受け取った報酬のみが、手数料の支払対象となり、当該手数料は日割り計算されるものとする。

8 選手契約の期間が6か月未満の場合、選手契約の満了後に一括で支払われるものとする。

9 フットボールエージェントは、未成年選手に対して、又は、未成年選手に関連した取引に関して、フットボールエージェントサービスを提供する場合、当該未成年選手が最初にプロ契約を締結する場合か又はそれに続くプロ契約を締結する場合を除いて、手数料を受取ることはできない。

10 本規則第7条第7項に定める許容される双方代理に基づき、フットボールエージェントが同一の取引において契約クラブと

第9条 フットボールエージェントは、エージェント契約において合意した手数料を依頼主に請求することができる。

2 エージェント契約に基づく手数料の支払いは、依頼主によってのみ行われるものとする。依頼主は、当該支払いの権限を第三者に付与する契約を締結することはできない。

3 フットボールエージェントに対する手数料の支払いは、請求書に基づくものとする。

4 フットボールエージェントは、手数料が事前にエージェント契約に規定されたサービスに対応するものであり、かつ、当該フットボールエージェントサービスが実行された時点において当該エージェント契約が有効である場合に限り、手数料を受取ることができる。

5 選手契約の期間がエージェント契約の期間より長い場合、交渉された当該選手契約が依然として有効であること、かつ、当該エージェント契約において当該エージェント契約の満了後も手数料を受取る権利につき依頼主との間に明示的な合意があることを条件として、フットボールエージェントは、当該エージェント契約の満了後も手数料を受取ることができる。

6 手数料の支払いは、関連の登録ウインドーの終了後、交渉された当該選手契約の期間について、3か月毎に分割して支払われるものとする。

7 選手等が実際に受け取った報酬のみが、手数料の支払対象となり、当該手数料は日割り計算されるものとする。

8 選手契約の期間が6か月未満の場合、選手契約の満了後に一括で支払われるものとする。

9 フットボールエージェントは、未成年選手に対して、又は、未成年選手に関連した取引に関して、フットボールエージェントサービスを提供する場合、当該未成年選手が最初にプロ契約を締結する場合か又はそれに続くプロ契約を締結する場合を除いて、手数料を受取ることはできない。

10 本規則第7条第7項に定める許容される双方代理に基づき、フットボールエージェントが同一の取引において契約クラブと

依頼主のみによる手数料支払いに関する規定の一時停止

手数料の支払いに関する規定の一時停止

依頼主のみによる手数料支払いに関する規定の一

選手等の双方のために活動する場合、契約クラブは手数料総額の最大50%までを支払うことができる。

11 放出クラブは、放出クラブに支払われるべき移籍補償金の各分割額を受領後にフットボールエージェントに対し手数料を支払うものとする。放出クラブは、当該各分割額を受領について、当該フットボールエージェントに通知するものとする。

12 フットボールエージェントは、以下の場合、交渉された当該選手契約から生じる、支払期限の到来していない手数料について受領する権利を有しないものとする。

(1) 交渉された当該選手契約の期間が満了する前に、選手等が他の契約クラブに移籍した場合

(2) 交渉された当該選手契約が正当事由なく選手等により早期に解除され、かつ、当該解除時に当該フットボールエージェントが当該選手等のフットボールエージェントである場合

13 フットボールエージェントへの手数料の支払いは、FIFAが定めるFIFAクリアリングハウス規則 (FIFA Clearing House Regulations) に従い、FIFA Clearing Houseを通じて行われるものとする。ただし、本規則の発効時に、同規則において手数料の支払いについて規定されていない場合、同規則において規定されるまでの間、フットボールエージェントに対し直接支払いがなされるものとする。

(手数料の上限 (上限料率))

第10条 手数料は、以下に基づき計算される。

(1) 選手等又は契約クラブのエージェントである場合：選手等の報酬を基準とする。

(2) 放出クラブのエージェントである場合：当該取引の移籍補償金を基準とする。

2 一つの取引におけるフットボールエージェントサービスの手

選手等の双方のために活動する場合、契約クラブは手数料総額の最大50%までを支払うことができる。

11 放出クラブは、放出クラブに支払われるべき移籍補償金の各分割額を受領後にフットボールエージェントに対し手数料を支払うものとする。放出クラブは、当該各分割額を受領について、当該フットボールエージェントに通知するものとする。

12 フットボールエージェントは、以下の場合、交渉された当該選手契約から生じる、支払期限の到来していない手数料について受領する権利を有しないものとする。

(1) 交渉された当該選手契約の期間が満了する前に、選手等が他の契約クラブに移籍した場合

(2) 交渉された当該選手契約が正当事由なく選手等により早期に解除され、かつ、当該解除時に当該フットボールエージェントが当該選手等のフットボールエージェントである場合

13 フットボールエージェントへの手数料の支払いは、FIFAが定めるFIFAクリアリングハウス規則 (FIFA Clearing House Regulations) に従い、FIFA Clearing Houseを通じて行われるものとする。ただし、本規則の発効時に、同規則において手数料の支払いについて規定されていない場合、同規則において規定されるまでの間、フットボールエージェントに対し直接支払いがなされるものとする。

(手数料の上限 (上限料率))

第10条 手数料は、以下に基づき計算される。

(1) 選手等又は契約クラブのエージェントである場合：選手等の報酬を基準とする。

(2) 放出クラブのエージェントである場合：当該取引の移籍補償金を基準とする。

2 一つの取引におけるフットボールエージェントサービスの手

時停止

手数料の支払いに関する規定の一時停止

クリアリングハウスを通じての手数料支払い義務に関する規定の一時停止

手数料の上限 (上限料率) に関しては、一時的に推奨事項とする。

数料の上限（上限料率）は、単独の依頼主に対するフットボールエージェントサービスが何名のフットボールエージェントによって提供されたかにかかわらず、以下のとおりとする。

| 依頼主 | 手数料の上限（上限料率） | |
|-------------------------|----------------------|-----------------------|
| | 選手等の年間報酬の2500万円以下の部分 | 選手等の年間報酬の2500万円を超える部分 |
| 選手等 | 選手等の報酬の5% | 選手等の報酬の3% |
| 契約クラブ | 選手等の報酬の5% | 選手等の報酬の3% |
| 契約クラブ及び選手等（「許容される双方代理」） | 選手等の報酬の10% | 選手等の報酬の6% |
| 放出クラブ（移籍補償金） | 移籍補償金の10% | |

上記に関連し、疑義を避けるために、以下の通り明確化する。

- (1) エージェント契約における手数料の上限（上限料率）は、選手等の固定報酬（基本報酬等）のみを基に計算されるものとし、条件付報酬（出場給等の変動報酬や賞金、ボーナスその他）はこれに含めない。
- (2) 前号に定める上限料率に関して、選手等の年間の固定報酬（基本報酬等）のうち2500万円を超える場合、2500万円までの部分には5%の上限料率が適用され、2500万円を超える部分には3%の上限料率が適用されることになる。すなわち、個々のエージェント契約において適用される上限料率は、選手等の年間の固定報酬（基本報酬等）の金額により3%から5%の間の値のいずれかの値で定められることになる。

数料の上限（上限料率）は、単独の依頼主に対するフットボールエージェントサービスが何名のフットボールエージェントによって提供されたかにかかわらず、以下のとおりとする ことを推奨する。

| 依頼主 | 手数料の上限（上限料率） | |
|-------------------------|----------------------|-----------------------|
| | 選手等の年間報酬の2500万円以下の部分 | 選手等の年間報酬の2500万円を超える部分 |
| 選手等 | 選手等の報酬の5% | 選手等の報酬の3% |
| 契約クラブ | 選手等の報酬の5% | 選手等の報酬の3% |
| 契約クラブ及び選手等（「許容される双方代理」） | 選手等の報酬の10% | 選手等の報酬の6% |
| 放出クラブ（移籍補償金） | 移籍補償金の10% | |

上記に関連し、疑義を避けるために、以下の通り明確化する。

- (1) エージェント契約における手数料の上限（上限料率）は、選手等の固定報酬（基本報酬等）のみを基に計算されるものとし、条件付報酬（出場給等の変動報酬や賞金、ボーナスその他）はこれに含めない。
- (2) 前号に定める上限料率に関して、選手等の年間の固定報酬（基本報酬等）のうち2500万円を超える場合、2500万円までの部分には5%の上限料率が適用され、2500万円を超える部分には3%の上限料率が適用されることになる。すなわち、個々のエージェント契約において適用される上限料率は、選手等の年間の固定報酬（基本報酬等）の金額により3%から5%の間の値のいずれかの値で定められることになる。

(3) フットボールエージェントと選手等は、前号に従い定められる上限料率を上限として、当該エージェント契約において手数料の料率（以下、「実行料率」という。）を決定する。手数料は、選手等の年間の報酬（固定報酬のほか、条件付報酬（出場給等の変動報酬や賞金、ボーナスその他）が含まれる。）に実行料率を乗じることにより計算される。

(4) 「許容される双方代理」の場合は、各依頼主に対して前2号に従い定められる上限料率が適用される。

(5) 本条における報酬には、消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金が含まれるものとする。

(6) 移籍補償金の計算において、以下の各号に定める金銭は移籍補償金に含めない。

① 当事者間の正当事由の無い契約解除にかかる紛争において決定機関が決定した損害賠償金

② セルオンフィー

3 前項の表の基準額（2500万円）は、FIFAフットボールエージェント規則第15条第2項が定める20万米ドルに相当する金額として定めるものである。本協会は、為替レートの変動により、当該基準額がFIFAが定める基準額から乖離した場合等は、当該基準額を見直すものとする。

4 選手等の報酬が日本円以外の通貨に基づく場合は、第2項の表の基準額（2500万円）をそれぞれ以下のように読み替えて適用するものとする。

(1) 米ドルの場合： 20万米ドル

(2) 米ドル以外の外貨の場合： 当該選手契約等の締結時点の為替レートにより20万米ドルを換算した金額

5 フットボールエージェント又は関連フットボールエージェントが取引前の24か月間又は取引後の24か月間において当該取引に関わる依頼主のためにその他のサービスを提供した場合、当該その他のサービスは、そうでないことを証明されない限り、当該取引において提供されたフットボールエージェントサービ

(3) フットボールエージェントと選手等は、前号に従い定められる上限料率を上限として、当該エージェント契約において手数料の料率（以下、「実行料率」という。）を決定する。手数料は、選手等の年間の報酬（固定報酬のほか、条件付報酬（出場給等の変動報酬や賞金、ボーナスその他）が含まれる。）に実行料率を乗じることにより計算される。

(4) 「許容される双方代理」の場合は、各依頼主に対して前2号に従い定められる上限料率が適用される。

(5) 本条における報酬には、消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金が含まれるものとする。

(6) 移籍補償金の計算において、以下の各号に定める金銭は移籍補償金に含めない。

① 当事者間の正当事由の無い契約解除にかかる紛争において決定機関が決定した損害賠償金

② セルオンフィー

3 前項の表の基準額（2500万円）は、FIFAフットボールエージェント規則第15条第2項が定める20万米ドルに相当する金額として定めるものである。本協会は、為替レートの変動により、当該基準額がFIFAが定める基準額から乖離した場合等は、当該基準額を見直すものとする。

4 選手等の報酬が日本円以外の通貨に基づく場合は、第2項の表の基準額（2500万円）をそれぞれ以下のように読み替えて適用するものとする。

(1) 米ドルの場合： 20万米ドル

(2) 米ドル以外の外貨の場合： 当該選手契約等の締結時点の為替レートにより20万米ドルを換算した金額

5 フットボールエージェント又は関連フットボールエージェントが取引前の24か月間又は取引後の24か月間において当該取引に関わる依頼主のためにその他のサービスを提供した場合、当該その他のサービスは、そうでないことを証明されない限り、当該取引において提供されたフットボールエージェントサービ

スの一部であると推定されるものとする。

- 6 フットボールエージェント又は依頼主若しくはその両者が前項の推定について反証できない場合、その他のサービスのために支払われた料金は、当該取引において提供されたフットボールエージェントサービスのために支払われた手数料の一部とみなされる。

(権利と義務)

第11条 フットボールエージェントは、依頼主との間で、本規則第7条第6項に規定する必要的記載事項を含む書面によるエージェント契約を締結した場合に、当該依頼主に対してフットボールエージェントサービスを提供することができる。

- 2 フットボールエージェントは、依頼主が他のフットボールエージェントと専属的エージェント契約を締結している場合、当該専属的エージェント契約の有効期間満了前の2ヶ月間を除いて、当該依頼主に接触することはできず、かつ、当該依頼主との間でエージェント契約を締結することもできない。

- 3 フットボールエージェントは、以下の各号の義務を負う。

- (1) 常に依頼主の最善の利益のために行動すること
- (2) FIFA、大陸連盟及び加盟国協会の規約、規則、通達及び決定等を尊重し遵守すること
- (3) フットボールエージェントサービスの提供において利益相反を回避すること
- (4) フットボールエージェントサービスの提供により締結された契約書に、自身の氏名、ライセンス番号、署名及び依頼主の氏名が含まれることを確実にすること
- (5) ライセンス保有中は、FIFAフットボールエージェント規則第5条及び第17条に定める適格性の要件を常に満たすこと
- (6) FIFAフットボールエージェント規則第7条及び第17条に従い、期限内に、FIFAに対し年間のライセンス料を支払

スの一部であると推定されるものとする。

- 6 フットボールエージェント又は依頼主若しくはその両者が前項の推定について反証できない場合、その他のサービスのために支払われた料金は、当該取引において提供されたフットボールエージェントサービスのために支払われた手数料の一部とみなされる。

(権利と義務)

第11条 フットボールエージェントは、依頼主との間で、本規則第7条第6項に規定する必要的記載事項を含む書面によるエージェント契約を締結した場合に、当該依頼主に対してフットボールエージェントサービスを提供することができる。

- 2 フットボールエージェントは、依頼主が他のフットボールエージェントと専属的エージェント契約を締結している場合、当該専属的エージェント契約の有効期間満了前の2ヶ月間を除いて、当該依頼主に接触することはできず、かつ、当該依頼主との間でエージェント契約を締結することもできない。

- 3 フットボールエージェントは、以下の各号の義務を負う。

- (1) 常に依頼主の最善の利益のために行動すること
- (2) FIFA、大陸連盟及び加盟国協会の規約、規則、通達及び決定等を尊重し遵守すること
- (3) フットボールエージェントサービスの提供において利益相反を回避すること
- (4) フットボールエージェントサービスの提供により締結された契約書に、自身の氏名、ライセンス番号、署名及び依頼主の氏名が含まれることを確実にすること
- (5) ライセンス保有中は、FIFAフットボールエージェント規則第5条及び第17条に定める適格性の要件を常に満たすこと
- (6) FIFAフットボールエージェント規則第7条及び第17条に従い、期限内に、FIFAに対し年間のライセンス料を支払

うこと

- (7) FIFAフットボールエージェント規則第9条及び第17条に規定に定めるCPD要件を遵守すること
- (8) 本条に定める開示及び報告に係る義務を遵守すること
- (9) 本規則又はFIFA、大陸連盟、加盟国協会の各種規程・規則若しくは行動規範の違反について関連機関に直ちに報告すること
- (10) 以下の各号に定める行為又は事項が生じた場合、その発生から14日以内に、プラットフォームにおいてこれが要求する関連の書類（関連の契約書を含む。）及び情報をアップロードし又は提供すること
 - ① エージェント契約を締結、変更または解除したとき（提出すべき書類：当該エージェント契約及び関連の契約）
 - ② 依頼主との間で、エージェント契約以外の契約（その他のサービスに関連した契約書を含む。）を締結したとき（提出すべき書類：当該エージェント契約以外の契約）
 - ③ 手数料の支払いを受領したとき
 - ④ エージェント契約以外の契約に関連した支払いを受領したとき
 - ⑤ 他のフットボールエージェントとの間で、フットボールエージェントサービスの全部又は一部にかかる役務提供において協働し又は利益を分配するためのあらゆる契約上又はその他の手配を行ったとき
 - ⑥ フットボールエージェントのFIFAフットボールエージェント規則第5条及び第17条に定める適格性の要件に影響を与え得る事項が生じたとき
 - ⑦ 依頼主又は他のエージェントとの間で和解にかかる合意を締結したとき

うこと

- (7) FIFAフットボールエージェント規則第9条及び第17条に規定に定めるCPD要件を遵守すること
- (8) 本条に定める開示及び報告に係る義務を遵守すること
- (9) 本規則又はFIFA、大陸連盟、加盟国協会の各種規程・規則若しくは行動規範の違反について関連機関に直ちに報告すること
- (10) 以下の各号に定める行為又は事項が生じた場合、その発生から14日以内に、プラットフォームにおいてこれが要求する関連の書類（関連の契約書を含む。）及び情報をアップロードし又は提供すること
 - ① エージェント契約を締結、変更または解除したとき（提出すべき書類：当該エージェント契約及び関連の契約）
 - ② 依頼主との間で、エージェント契約以外の契約（その他のサービスに関連した契約書を含む。）を締結したとき（提出すべき書類：当該エージェント契約以外の契約）
 - ③ 手数料の支払いを受領したとき
 - ④ エージェント契約以外の契約に関連した支払いを受領したとき
 - ⑤ 他のフットボールエージェントとの間で、フットボールエージェントサービスの全部又は一部にかかる役務提供において協働し又は利益を分配するためのあらゆる契約上又はその他の手配を行ったとき
 - ⑥ フットボールエージェントのFIFAフットボールエージェント規則第5条及び第17条に定める適格性の要件に影響を与え得る事項が生じたとき
 - ⑦ 依頼主又は他のエージェントとの間で和解にかかる合意を締結したとき

報告義務に関する規定の一時停止

(11) 前項に加え、フットボールエージェントがエージェンシーを通じて業務を行っている場合、以下の①②の情報を当該エージェンシーが関与する最初の取引から14日以内に、その情報に変更があった場合には、③の情報を変更が生じてから30日以内にプラットフォームにそれぞれアップロードし又は提供しなければならない。

① 当該エージェンシーの持分保有構造、持分権者の情報、持分保有比率その他受益権者の情報

② フットボールエージェントの事業を行うために同一のエージェンシーを利用するフットボールエージェントの数及びその氏名

③ 当該エージェンシーに関連して過去に提出した情報についての変更内容

4 フットボールエージェントは、以下の各号の行為に関与してはならず、また関与を試みてはならない。

(1) 選手等に、選手契約を正当事由なく早期に解除するよう誘導し又は選手契約上の義務に違反するよう誘導する意図をもって、取引を検討する当事者間に、接近し、交渉に入り、又は何らかの措置、勧誘を行い若しくは手段を問わず議論を促進させること（メディアへの発言を含む。）。

(2) 以下に該当する者に対して、直接間接を問わず、不当な個人的、金銭的その他の利益を申出又は支払うこと

① フットボールエージェントサービスに関係する加盟国協会又はクラブの役員又は従業員

② フットボールエージェントとのエージェント契約に関連する選手等（又はその家族、法定代理人若しくは友人）

(3) 依頼主に対し、重要な事実を隠蔽すること（以下を含むがこれに限定されない。）

① 利益相反（利益相反が疑われるものも含む。）を申告しないこと

(11) 前項に加え、フットボールエージェントがエージェンシーを通じて業務を行っている場合、以下の①②の情報を当該エージェンシーが関与する最初の取引から14日以内に、その情報に変更があった場合には、③の情報を変更が生じてから30日以内にプラットフォームにそれぞれアップロードし又は提供しなければならない。

① 当該エージェンシーの持分保有構造、持分権者の情報、持分保有比率その他受益権者の情報

② フットボールエージェントの事業を行うために同一のエージェンシーを利用するフットボールエージェントの数及びその氏名

③ 当該エージェンシーに関連して過去に提出した情報についての変更内容

4 フットボールエージェントは、以下の各号の行為に関与してはならず、また関与を試みてはならない。

(1) 選手等に、選手契約を正当事由なく早期に解除するよう誘導し又は選手契約上の義務に違反するよう誘導する意図をもって、取引を検討する当事者間に、接近し、交渉に入り、又は何らかの措置、勧誘を行い若しくは手段を問わず議論を促進させること（メディアへの発言を含む。）。

(2) 以下に該当する者に対して、直接間接を問わず、不当な個人的、金銭的その他の利益を申出又は支払うこと

① フットボールエージェントサービスに関係する加盟国協会又はクラブの役員又は従業員

② フットボールエージェントとのエージェント契約に関連する選手等（又はその家族、法定代理人若しくは友人）

(3) 依頼主に対し、重要な事実を隠蔽すること（以下を含むがこれに限定されない。）

① 利益相反（利益相反が疑われるものも含む。）を申告しないこと

② 依頼主に対してなされた書面によるオファー（通信手段を問わない。）について報告しないこと

(4) 依頼主に対し、本来フットボールエージェントサービスの対価として支払われるべき手数料をその他のサービスに係る費用に割り当てるなどして、直接的又は間接的に本規則に定める上限を回避すること

(5) 選手のクラブ間の移籍に関連して支払われるべき移籍補償金又はトレーニング補償金等の支払いを受領すること。

(6) 選手の将来の移籍にかかる権利を保有すること

(7) 直接間接を問わず、FIFA選手の地位及び移籍に関する規則に定義されるブリッジ移籍に関与すること

(8) 直接間接を問わず、FIFA選手の地位及び移籍に関する規則第18条bis又は第18条terに違反して、選手の登録に関する権利を所有し又は保持すること

(9) その他本規則に違反すること

5 開示と報告に関連して、フットボールエージェントは以下を遵守しなければならない。

① 依頼主に関連して受け取った書面によるオファー（通信手段を問わない。）を、直ちに依頼主に知らせること

② 依頼主からの要請に基づき、関連のエージェント契約又はその他のサービスに関するその他の契約書の写し、選手契約又はフットボールエージェントサービスに関連して入手したその他の書面の写し、フットボールエージェントが関与した取引に関連して、フットボールエージェントに支払われるあらゆる種類の支払いに係る詳細な予定表を依頼主に提供すること

③ あらゆる形式、あらゆる種類の情報提供の要請に関して、要請に基づき、各加盟国協会、大陸連盟、FIFAの関連機関に協力すること

(開示と公表)

② 依頼主に対してなされた書面によるオファー（通信手段を問わない。）について報告しないこと

(4) 依頼主に対し、本来フットボールエージェントサービスの対価として支払われるべき手数料をその他のサービスに係る費用に割り当てるなどして、直接的又は間接的に本規則に定める上限を回避すること

(5) 選手のクラブ間の移籍に関連して支払われるべき移籍補償金又はトレーニング補償金等の支払いを受領すること。

(6) 選手の将来の移籍にかかる権利を保有すること

(7) 直接間接を問わず、FIFA選手の地位及び移籍に関する規則に定義されるブリッジ移籍に関与すること

(8) 直接間接を問わず、FIFA選手の地位及び移籍に関する規則第18条bis又は第18条terに違反して、選手の登録に関する権利を所有し又は保持すること

(9) その他本規則に違反すること

5 開示と報告に関連して、フットボールエージェントは以下を遵守しなければならない。

① 依頼主に関連して受け取った書面によるオファー（通信手段を問わない。）を、直ちに依頼主に知らせること

② 依頼主からの要請に基づき、関連のエージェント契約又はその他のサービスに関するその他の契約書の写し、選手契約又はフットボールエージェントサービスに関連して入手したその他の書面の写し、フットボールエージェントが関与した取引に関連して、フットボールエージェントに支払われるあらゆる種類の支払いに係る詳細な予定表を依頼主に提供すること

③ あらゆる形式、あらゆる種類の情報提供の要請に関して、要請に基づき、各加盟国協会、大陸連盟、FIFAの関連機関に協力すること

(開示と公表)

報告義務に関する規定の
一時停止

第14条 FIFAは、以下の情報を利用可能なものとする。

- (1) フットボールエージェントの名称と詳細
- (2) フットボールエージェントがエージェント契約を締結する依頼主、エージェント契約が専属的な契約か否か、及びエージェント契約の有効期間満了日
- (3) 各依頼主に提供されるフットボールエージェントサービス
- (4) フットボールエージェント及び依頼主に科された懲罰
- (5) 支払われた手数料額の合計を含むフットボールエージェントが関与する取引の詳細

(国際的紛争事案)

第15条 国際的紛争事案（FIFAフットボールエージェント規則第2条第2項に定める国際的な側面を持つエージェント契約に起因し又はそれに関連して発生する紛争）については、FIFAの規則に従い、FIFAフットボール裁判所のエージェント室(the Agent Chamber of the Football Tribunal)がその紛争に係る解決を行う管轄権を有する。

(国内的紛争事案)

第16条 国内的紛争事案（本規則第3条に定める国際的な側面を持たないエージェント契約に起因し又はそれに関連して発生する紛争）については、本協会裁定委員会がその紛争に係る解決を行う管轄権を有するものとする。

2 前項に関し、本協会裁定委員会は、原則として、紛争の原因の発生から2年以上経過した事案については取り扱わないものとする。その他国内的紛争事案の解決に係る規則は別に定める。

(国際的懲罰事案)

第14条 FIFAは、以下の情報を利用可能なものとする。

- (1) フットボールエージェントの名称と詳細
- (2) フットボールエージェントがエージェント契約を締結する依頼主、エージェント契約が専属的な契約か否か、及びエージェント契約の有効期間満了日
- (3) 各依頼主に提供されるフットボールエージェントサービス
- (4) フットボールエージェント及び依頼主に科された懲罰
- (5) 支払われた手数料額の合計を含むフットボールエージェントが関与する取引の詳細

(国際的紛争事案)

第15条 国際的紛争事案（FIFAフットボールエージェント規則第2条第2項に定める国際的な側面を持つエージェント契約に起因し又はそれに関連して発生する紛争）については、FIFAの規則に従い、FIFAフットボール裁判所のエージェント室(the Agent Chamber of the Football Tribunal)がその紛争に係る解決を行う管轄権を有する。

(国内的紛争事案)

第16条 国内的紛争事案（本規則第3条に定める国際的な側面を持たないエージェント契約に起因し又はそれに関連して発生する紛争）については、本協会裁定委員会がその紛争に係る解決を行う管轄権を有するものとする。

2 前項に関し、本協会裁定委員会は、原則として、紛争の原因の発生から2年以上経過した事案については取り扱わないものとする。その他国内的紛争事案の解決に係る規則は別に定める。

(国際的懲罰事案)

開示と公表に関する規定の一時停止

服従に関する規定の一時停止

服従に関する規定の一時停止

第17条 国際的懲罰事案（FIFAフットボールエージェント規則第2条第2項に関連した懲罰事案）については、FIFA規律委員会（The FIFA Disciplinary Committee）又はFIFA倫理委員会（FIFA Independent Ethics Committee）が、FIFAフットボールエージェント規則、FIFA懲罰規程（FIFA Disciplinary Committee）及びFIFA倫理規程（FIFA Code of Ethics）に従い、その懲罰を科す権限を有する。

（国内的懲罰事案）

第18条 国内的懲罰事案（本規則第3条に関連した懲罰事案及びその他フットボールエージェントの行為のうちFIFAの管轄に服さないもの全てを含む）については、本協会規律委員会が、本規則、懲罰規程及びその他各種規程・規則に従い、その懲罰を科す権限を有する。

2 本規則に基づき懲罰の対象となる者は、フットボールエージェント（同人が所属するエージェンシーを含む。）、選手等、クラブ、その他本協会に加盟又は登録する個人又は団体及び無資格者とする。

3 本協会事務局は、本規則の遵守にかかる状況について以下のとおり監視するものとする。

（1）当事者は、本協会事務局からの依頼に基づき、保有する文書、情報その他形式を問わないあらゆる資料（本協会からの依頼時点で保有していないが入手可能なものを含む。日本語以外の文書はその日本語訳を添付する。）を提供するよう全面的に協力しなければならず、これに従わない場合、当事者には本協会規律委員会による懲罰が科され得る。

（2）前号に係る本協会事務局からの依頼は、本協会又はFIFAに登録された当事者の電子メールアドレスに電子メールが発信された時点で、有効に通知されたものとみなされる（その他の電子的な手段による場合も同様とする。）。

（3）本協会事務局は、調査後、懲罰規程及びその他関連規則に基づき、本規則の不遵守について本協会規律委員会に調

第17条 国際的懲罰事案（FIFAフットボールエージェント規則第2条第2項に関連した懲罰事案）については、FIFA規律委員会（The FIFA Disciplinary Committee）又はFIFA倫理委員会（FIFA Independent Ethics Committee）が、FIFAフットボールエージェント規則、FIFA懲罰規程（FIFA Disciplinary Committee）及びFIFA倫理規程（FIFA Code of Ethics）に従い、その懲罰を科す権限を有する。

（国内的懲罰事案）

第18条 国内的懲罰事案（本規則第3条に関連した懲罰事案及びその他フットボールエージェントの行為のうちFIFAの管轄に服さないもの全てを含む）については、本協会規律委員会が、本規則、懲罰規程及びその他各種規程・規則に従い、その懲罰を科す権限を有する。

2 本規則に基づき懲罰の対象となる者は、フットボールエージェント（同人が所属するエージェンシーを含む。）、選手等、クラブ、その他本協会に加盟又は登録する個人又は団体及び無資格者とする。

3 本協会事務局は、本規則の遵守にかかる状況について以下のとおり監視するものとする。

（1）当事者は、本協会事務局からの依頼に基づき、保有する文書、情報その他形式を問わないあらゆる資料（本協会からの依頼時点で保有していないが入手可能なものを含む。日本語以外の文書はその日本語訳を添付する。）を提供するよう全面的に協力しなければならず、これに従わない場合、当事者には本協会規律委員会による懲罰が科され得る。

（2）前号に係る本協会事務局からの依頼は、本協会又はFIFAに登録された当事者の電子メールアドレスに電子メールが発信された時点で、有効に通知されたものとみなされる（その他の電子的な手段による場合も同様とする。）。

（3）本協会事務局は、調査後、懲罰規程及びその他関連規則に基づき、本規則の不遵守について本協会規律委員会に調

服従に関する規定の一時停止

国内の懲罰に関する本協会規律委員会の権限は有効なものとする。

査、審議、懲罰の決定を依頼するものとする。

- (4) 本協会事務局は、違反行為に該当する、又は該当することが疑われる者に対し、警告を発する等して是正を求めることができる。本協会事務局は、フットボールエージェントによる違反行為又は不遵守が明白かつ重大な場合は、規律委員会の決定までの期間について、当該フットボールエージェントに対して暫定的な活動停止を命じることができる。
- (5) 無資格者がフットボールエージェントサービスに関与し、又は、関与を試みた場合、当該無資格者を利用又は指定した個人及び団体が懲罰の対象となるほか、当該無資格者に対しても懲罰が科される。無資格者に対する懲罰は、懲罰規程第4条各項各号に定めるものに加え、一定期間、無期限又は永久的に同人の登録を認めない措置を含むものとする。

査、審議、懲罰の決定を依頼するものとする。

- (4) 本協会事務局は、違反行為に該当する、又は該当することが疑われる者に対し、警告を発する等して是正を求めることができる。本協会事務局は、フットボールエージェントによる違反行為又は不遵守が明白かつ重大な場合は、規律委員会の決定までの期間について、当該フットボールエージェントに対して暫定的な活動停止を命じることができる。
- (5) 無資格者がフットボールエージェントサービスに関与し、又は、関与を試みた場合、当該無資格者を利用又は指定した個人及び団体が懲罰の対象となるほか、当該無資格者に対しても懲罰が科される。無資格者に対する懲罰は、懲罰規程第4条各項各号に定めるものに加え、一定期間、無期限又は永久的に同人の登録を認めない措置を含むものとする。

(一部規定の適用の停止)

第22条 本規則において、下記の規定（参照の便宜のため当該規定はグレーのマーカで表示する）は、FIFAの推奨（参照：2023年12月30日付FIFA Circular no.1873）に基づき、2024年4月1日から別に定める日までの間、その適用を停止する。

記

第7条第7項から第9項まで、第9条第2項、同条第6項から第8項まで、同条第10項から第13項まで、第11条第3項第8号、第10号及び第11号、同条第5項、第14条から第17条まで

以上

[改正] 2024年2月15日（2024年4月1日施行）